

平成27年7月24日（金）13：30～

交通政策審議会海事分科会第67回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、定刻より少し早いですが、ただいまから交通政策審議会海事分科会第67回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、新たに臨時委員に就任された方のご紹介をさせていただきます。議事次第の次にあります船員部会委員等名簿をごらんください。

使用者委員として、日本船主協会の小田副会長が就任されました。

【小田臨時委員】 小田でございます。今年の6月からでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 同じく使用者委員として、日本内航海運組合総連合会の内藤理事が就任されました。

【内藤臨時委員】 内藤でございます。よろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 ありがとうございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。まず資料1として、交通政策審議会への諮問について、諮問第224号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」というものが1枚。資料1-2として、船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について、5枚になります。次に、資料2として、船員法施行規則の一部を改正する省令案について、1枚になります。資料2-2として、船員法施行規則の一部を改正する省令案（様式改正）、ポンチ絵のものが1枚。その後ろに事業状況報告書の様式が現行のものと改正案のものがA3判でそれぞれあります。資料3として、交通政策審議会への諮問について、諮問第225号「船員派遣事業の許可について」が2枚。その参考として、資料3-2が

表紙を含め、3枚になります。これは委員限りの資料となります。さらに、議題資料とは別に、席上配付資料として、「第20回『海の日』にあたっての総理メッセージ」というものがあります。第20回「海の日」特別行事「パラレルイベント」の開催結果についてというものがあります。さらに、基本政策部会のとりまとめ要旨というものがあります。

また、2種類の冊子をお手元のほうにお配りしております。1つは『海事レポート2015』、もう1つは『海上労働第67巻』というものです。船員行政ひいては海事行政のご参考としてご利用していただければと思います。

以上が資料になりますが、お手元のほうに届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

**【野川部会長】** それでは、どうもお暑いところご参集いただきまして、ありがとうございます。早速、議事を進めてまいります。

議題1、船員に関する特定最低賃金の改定につきまして、その諮問内容につき、事務局からご説明をお願いいたします。

**【風巻労働環境対策室長】** 船員政策課の風巻でございます。よろしくお願いたします。

議題1の「船員に関する特定最低賃金の改正について」、ご説明申し上げます。まず資料1をごらんください。これは国土交通大臣から交通政策審議会会長への諮問文でございます。

最低賃金法第35条第7項におきまして、国土交通大臣は、最低賃金を改正する場合には、交通政策審議会の意見を聞く旨、規定されておまして、その趣旨に沿って、今回、全国内航鋼船運航業と海上旅客運送業の2業種につきまして諮問させていただくというものでございます。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして、資料1-2でございます。

船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問についてということでございまして、まず1. 概要でございます。

最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するために設定するものでございます。船員に関しましては、国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定するということになっております。

2. 設定業種でございます。

内航貨物船に乗り込む船員につきましては昭和43年度から、旅客船につきましては昭和48年度から、それから、漁船員につきましては昭和56年度からそれぞれ設定しております。

3. 今回の諮問業種でございます。

船員の生計、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮いたしまして、先ほど説明させていただきました全国内航鋼船運航業と海上旅客運送業の2つについて諮問させていただきます、ご審議をお願いしたいということでございます。

なお、漁業につきましては、前回の6月の船員部会でございますが、その船員部会におきまして、「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」の諮問をさせていただきます、最低賃金小委員会を設置し、審議を行うということでご了承いただいたところでございます。現在、この最低賃金小委員会において審議を進めているところでございますので、この結果を踏まえまして、対応を図らせていただきたいと考えております。

次に、1枚めくっていただき、別紙がございますので、ごらんください。現在、最低賃金が設定されております4業種それぞれに適用されます使用者、船員の範囲、また、最低賃金額などを取りまとめております。

もう1枚めくっていただき、今回の諮問業種であります内航貨物船と旅客船の2業種につきまして、公示文そのものを参考にお付けしております。

資料の説明は以上でございますが、審議に当たりましては、最低賃金法の規定によりまして、最低賃金専門部会を設けまして、それぞれ審議していただくということになっておりますので、この件も併せてよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

高橋委員。

**【高橋臨時委員】** ただいまの説明の中で、別紙のところの一番下、漁業の大型いか釣りのこの欄の中なんですけれども、(総トン数200トン以上)という記載をしてありますけれども、これは以前から200トン以上という記載だったのでしょうか。ちょっと確認しておきたいと思います。

【風巻労働環境対策室長】 大型いかにつきましては、昭和56年度に設定しております。この設定の範囲、つまり、現在の200トン以上、これについては変わっておりません。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。それでは、ほかにございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、この全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金の改正に関する審議につきましては、船員部会運営規則第12条第1項の規定におきまして、「船員部会に、最低賃金法第37条第2項の規定に基づき、最低賃金の決定又は改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置く。」と、このようにされておりますので、この2業種につきまして、それぞれ最低賃金専門部会を設置し、審議を行うことといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 はい。それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

なお、この専門部会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則第12条第5項の規定によりまして、船員部会長が指名することとなっております。具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。議題2「船員法施行規則の一部を改正する省令案について」、事務局からご説明をお願いいたします。

【富田課長補佐】 船員政策課課長補佐の富田と申します。私のほうから、船員法施行規則の一部を改正する省令案について、説明させていただきます。

今回改正する船員法施行規則につきましては、省令で定めている様式の一部を改正するといった内容のものでありますので、今回につきましては報告という形にさせていただいております。具体的には資料2の縦長の資料を見させていただきますと、船員法の111条におきま

して、年1回、使用船員数や所属船舶の状況等について、10月1日現在の事業状況を報告いただいております。その内容につきましては、船員法施行規則におきまして具体的な様式を定めているところでございます。

近年の船員の高齢化や、船員の雇用形態あるいは事業形態の多様化といったことに伴いまして、現行の様式では、船員の就労の実態、あるいは事業の形態といったものの把握が十分にできていないというところで、そのために所要の様式について改正を行うといったものでございます。

まず1点目といたしまして、「船員を乗り組ませている主な船舶」の種類のカラムを追加するというものでございます。具体的には、A3の縦長の改正案のほうの左上のところに黄色く塗り潰しているところが新たに追加するところでございます。

近年、船員の派遣事業を行う者であるとか、派遣事業においても派遣を専門に行う事業者であったり、内航海運事業あるいは外航海運事業を行いながら、船員の派遣をする会社であったり、あるいは船員の派遣を行う場合であっても、内航に派遣する場合、あるいは外航に派遣する場合、又は外国船に派遣する場合というようなさまざまなパターンの事業あるいはそれに雇用されている船員の形態というものが発生してきておまして、現在の報告の様式では、なかなかその事業の実態等々を把握することが困難であるといったことから、今般新たに、「船員を乗り組ませている主な船舶」というものをご報告いただいて、実態をより正確に把握するために改正するものでございます。

第2点目は、「年齢別船員数」のカラムの中で、「60歳以上」の区分を細分化するというところでございます。現行の様式では、船員の年齢の区分につきましては、60歳以上については、これを一くくりに60歳以上ということで報告をいただいております。近年、特に内航につきましては、船員の高齢化が進んでおまして、現在の年齢区分でいきますと、平成24年の10月以降のデータでは、この60歳以上の年齢区分の割合が一番高い比率としてなっているという実態もございまして、その60歳以上の高齢船員の雇用の実態をより正確に把握するために、「60歳以上」の区分を細分化して、高齢船員の「年齢別船員数」あるいはその推移を把握させていただくことにしたいというのが第2点目の改正案でございます。

それから、3点目は、「所属船舶の合計隻数・総トン数」のカラムの削除ということで、これにつきましては、現行の報告様式の中で、右上のほうに、船舶の隻数あるいはトン数といったものを事業者さんのほうで集計して報告していただいておりますけれども、この集計

につきましては、運輸局のほうで電算処理をして合計を出すということができますので、事務局のほうで対応しますので、事業者さんのほうで集計して報告していただくことは必要ないということで、この部分は削除するといったものでございます。

それから、最後にレイアウト等の変更ということで、これは報告する内容については、変更はございません。より簡潔に記入しやすいようにということでレイアウトを変更するといったものでございます。

今回の省令の改正の内容については以上でございまして、今後のスケジュールといたしましては、平成27年8月、今年の8月上旬に公布・施行する予定をしております。

したがいまして、今年度の10月1日現在の報告、これを10月末までにさせていただくこととなりますけれども、今年度の報告から新しい様式に基づいて報告をしていただくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上です。

**【野川部会長】** それでは、この件につきまして、船員法施行規則の一部、この様式に関して、削除したもの、それから、形式を改正したものとございますが、何かご質問等ございますでしょうか。

はい。平岡委員。

**【平岡臨時委員】** 質問させてください。今現行では、年齢別の船員数ということで、60歳以上ということですが、今回、改正ということで、80歳まで、年齢を延ばしているんですけども、80歳以上とかそこまで延ばす必要があるのかどうなのか、例えば5歳刻みということであれば、65、70、70歳以上とかそのぐらいのところでも良いと思いますが、80歳以上まで延ばした、その根拠を教えてください。

**【富田課長補佐】** 実態的にどこまで高年齢の船員がいるかというのは、詳しいことはわかりませんが、当然、高齢船員が今雇用されているという実態というのはあるだろうというところで、より正確に年齢の構成を把握するために考えられるところまで広げて、ご報告をいただくということにしたいということでございます。

**【野川部会長】** はい。どうぞ。もしありましたら。

**【平岡臨時委員】** 水掛け論になるんですけども、80歳とか80歳以上の人が例えば船員で乗っているということでその正確な数字をつかみたいということはわかるんですが、そこまでしなくても、例えば70歳以上とか75歳以上でも結構な高齢なわけですから、その辺のところでも一区切りとしてできなかったのかどうなのかという質問です。

【野川部会長】 高田課長。

【高田船員政策課長】 そこは部内でも、どうすべきか検討したのですが、例えば70歳以上で区切ったときに、70歳以上の人は多分何人かいらっしゃって、70歳以上を区切りにすると、船員の皆様が一体何歳ぐらいまで働いておられるのかというところが必ずしも見えないというところもあります。80歳以上の方がいらっしゃらないのであれば、ゼロという報告があり、その年齢までには船員の皆様は退職されているという実態もわかるのではないかとということで、そういう欄をつけ加えさせていただきたいということでございます。

【野川部会長】 はい。そういうことでございまして、最高齢何歳かというのがわかるという意味では、このようなお答えでよろしいかと思えますね。そのうちに80歳以上で進めて、出てくれば、85歳にする可能性も出てまいるかもしれませんが、この点はこれでよろしいでしょうか。

はい。立川委員。

【立川臨時委員】 この報告なんですけど、船舶所有者に対し、使用船員数の国土交通省への報告義務ということで、基本的には船舶所有者から出てくるということでよろしいんでしょうか。例えば派遣業のみをやっているというところは船舶所有ではない概念に入るかと思うんですが、そういう場合にはどうなるんでしょうか。

もう一点は、非雇用船員数というのは派遣を受けているという意味合いでしょうか。教えていただければと思います。

【富田課長補佐】 まず最初の1点目ですけれども、これは船員法に規定する船員を雇用している、あるいは使用している船舶所有者ということになりますので、その派遣の場合であれば、派遣船員を雇用している船舶所有者が報告するという形になります。

それから、非雇用船員については、いわゆる家族船員ということになります。家族船員の場合には雇用関係がございませんので、その場合には、この非雇用船員のところの欄に書いていただくということになります。

【立川臨時委員】 よろしいですか。

【野川部会長】 はい。

【立川臨時委員】 所有船舶のない派遣業を営んでいるところがあるのではないかとと思うんですが、その場合はどうなるんでしょうか。

【富田課長補佐】 外国船舶派遣の場合には所有船舶の欄は空欄になりまして、予備船

員として数を報告いただくということになっています。

【立川臨時委員】 船舶所有者でなくても、船員の雇用関係があれば出してくるという理解でよろしいんですか。

【富田課長補佐】 はい。そうです。

【立川臨時委員】 はい。わかりました。

【野川部会長】 これは現行も、それから、改正内容も主たる船員の労務管理の事務を行う事務所と、船舶所有者と2つ書く欄がございますが、いずれにしても、どちらかについて、船員を使っていなければ別ですけど、使っていれば、どちらにしても、ここを記載して報告をすると、そういうことになりますね。

【富田課長補佐】 はい。そうです。

【立川臨時委員】 わかりました。

【野川部会長】 はい。それでは、高橋委員。

【高橋臨時委員】 この111条に基づいて、虚偽の報告をした場合の罰則規定というのはあるんですか。教えてください。

【富田課長補佐】 船員法131条で、111条の報告をせず、または虚偽の報告をしたときには、30万以下の罰金ということになります。

【高橋臨時委員】 金額だけではなくて、例えば行政処分を受けるとかそういうことはないのでしょうか。

【野川部会長】 はい。政策課長。

【高田船員政策課長】 確認いたしますけれども、罰則があるということで、それで担保されているということのようでございます。もし違うようでしたらまた次回でもご報告させていただきます。

【野川部会長】 はい。高橋委員。

【高橋臨時委員】 今日は結構ですから、次回詳細な報告をしていただければありがたいと。

以上です。

【野川部会長】 それでは、そのようにお願いをいたします。

ほかにいかがでしょうか。立川委員。

【立川臨時委員】 この報告を受けて、何かで公表されているのでしょうか。個票としての公表はないんでしょうけれども、全体の数字としての公表ですとか、資料として何か



外に出るところはどこなのでしょう。

それから、調べた後の検証というのは何かされているんですか。実態と報告がほんとうに合っているかどうかの検証というのはどのような形でされるのでしょうか。この辺を教えてください。

【富田課長補佐】 まずデータとしては、船員数等々、海事レポート等で報告をしております。あと、報告と実態が合っているかどうかについては、そのものを突き合わせてわざわざ検証するということは、特段何もなければ行うことはないと思いますけれども、何か監査とかの関係で疑義等が生じれば、そのところは詳細に調べるということはあると思います。

【野川部会長】 よろしいですか。

【立川臨時委員】 何かせつかく調べて検証がないというのは、それこそ先ほどの虚偽の報告があってもわからないということなのでしょう。派遣事業を営んでいる場合には、監査がある程度の時期にありますから、そのときに実態とどこまで整合性があるかはわかりませんが、そういうチェックができる可能性がありますけれども、そういうものをしていない場合には全くフリーパス的な形になってしまうのではないかと思います。その辺どうお考えなのでしょう。

【野川部会長】 船員政策課長。

【高田船員政策課長】 本当は1件1件報告を受けて、現地に行って、確認できればいいのでしょうけれども、非常に件数も多いということですので、そこまでは実際にはやらないということだと思います。明らかにデータと実態に齟齬があれば、個別に確認をするという対応は当然あると思いますが、あとは今申し上げましたように、監査の際に出てきたものと違うという実態があれば、さらに詳細な監査を行うという対応だと思います。

【野川部会長】 はい。陸の労働基準法等でも、賃金台帳であるとか労働者の数であるとか記録をつくって、労基署はそれを監督することになっておりますので、それと同等な扱いで、もし何かあった場合には出されたものを資料として指導監督を行うということになるだろうというふうに思います。

【立川臨時委員】 はい。わかりました。

【野川部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題3は、「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開する

ことにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定によりまして審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

【野川部会長】 ありがとうございます。

これで、本日の予定された議事は終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

はい。高橋委員。

【高橋臨時委員】 以前からお願いをしておりました6級海技士の機関の問題ですけれども、その後どのような進捗状況なのか、ご報告をいただければというように思います。

【野川部会長】 はい。では、お願いいたします。

【石田企画調整官】 ご要望の件につきましては、ニーズを確認した上で、制度創設の検討に入る旨を先般ご回答申し上げているところでございます。このニーズにつきましては、大日本水産会が6月4日に開催した船員確保対策小委員会にて、大日本水産会が業界としてのニーズを確認することとされています。

長岡委員からご報告できる事項があればお願いいたします。

【野川部会長】 いかがでしょうか。長岡委員、ございますでしょうか。

【長岡臨時委員】 今おっしゃった6月4日の会議につきましては、これは高橋委員もご参加をしている会議ですよ。6月4日。すみません。題名をもう一回。

【石田企画調整官】 船員確保対策小委員会。

【長岡臨時委員】 その名称は、小委員会の話ですよ。

【高橋臨時委員】 中西部の話でしょう。

【長岡臨時委員】 そうですね。誤解とは申しませんが、認識が若干違うのかもしれないけれども、今お話しされた会議につきましては、中西部太平洋の南海域におきまして、かつおの漁場の地域が今、ミクロネシアとかそういったところで、いわゆる資源ナショナリズム的なものが盛り上がっていて、大変入漁料が法外に高くなっているとかそのほかの問題がございまして、なかなか漁場確保が難しくなっているという問題がございまして、これに対して、関係業界、かつお・まぐろの業界が主体なんですけれども、この

問題にどうやって対処していこうかという協議会を立ち上げました。

その中で、漁場確保はしていくことも問題ではありますが、この漁業を続けていくためには後継者の問題も重要であろうということで、そこに分科会的に小委員会を立ち上げて、この問題についても検討をしていきたいと思いますということで、そういう趣旨でやっている会議でございますので、まだ1回しかやっていなくて、現状認識だけをしたところで、これをどのように具体的な要望に取りまとめていくかということに関して、まだ何も具体的なことは、決まってというか、話もされておらずで、ちょっとここは業界で検討しているというふうには言いにくいような会議ですので、説明だけで終わってしまうのですけれども。高橋委員のご質問とはちょっと趣旨が違うのかなというふうに思うんですけれども。

**【高橋臨時委員】** この会議の趣旨は決して今、国交省のほうから言われたような中身の趣旨の会議ではないです。あくまでも、漁場の問題と、それから、日本人の確保・育成という問題で、その海技資格が云々と、そういう論議をしておりません。私が国交省のほうにお願いをしたのは、以前から航海のほうは6級の乗船履歴が5年から10年、10年以上降のこれの2つの中で甲板のほうはあるんだけど、機関部のほうにはありません。だから、その辺何とかしてください。これが第2種と言いましたね。第1種が、新たにできたものが座学が2.5の、実習が2カ月だったですかね。それから、6カ月乗船して6級の海技資格がもらえる。乗船履歴を持っている機関の部分で適用になっていないので、これは不合理だから同じような扱いにしてくださいということのお願いをずっとしてきたということなんです。

国交省からの回答は、受講者、受験者の数が云々、それから、それが各教育機関で民間の海技学院でペイするかとか、そんな話の論議だけなんですよね。だから、実際その同じ立場に置かせてくださいということをお願いをずっと申し上げている。何かどういう不合理があるのか、私、非常に不思議ではしょうがないんですが、その辺もし説明できるのなら説明していただければと思います。

**【野川部会長】** いかがでしょうか。

**【石田企画調整官】** 今、高橋委員からお話がありました件は、漁船員にかかる問題であると認識しております。ニーズという観点で漁船員にニーズがあるかどうかということについて、大日本水産会のほうでは、業界団体でございますからご検討いただくのがふさわしいかと思っております。6月4日の委員会は、おっしゃるとおり、まぐろの漁場確保等々

の問題もありつつも、日本人の漁船員の後継者についても議論をいただく場であるというふうに伺っています。ですから、その場において、大日本水産会さんに我々のほうから検討していただくように申し上げたというところでございます。

【野川部会長】 はい。高橋委員。

【高橋臨時委員】 海技資格なので、漁船限定版という話をしているわけではないんですね。今、内航船を中心に当直する人は全て海技資格を持ちなさいと、数年前からこういうふうになりましたよね。そうすると、その時点で、6級海技士は必要最低限の海技資格確認として必要だということで、6級以上の海技資格を持っている人が当直をしなさいと、こういうことになっている。その機関部バージョンをつくってくださいと言っているわけです。別に漁船だから云々と、私は漁船の立場で物を言いましたけれども、海技資格は漁船だけの問題ではないです。それから、6月4日だけじゃなくて、さまざまな会議の中で、漁船であろうが、汽船であろうが、全てが後継者確保、それから、海技資格の問題というのを共通の悩みとして持っているわけです。だから、そのこの門戸をあけてくださいというお願いをずっとしてきたはずですよ。限定的な話をしているわけじゃないです。その辺は誤解のないようにしてください。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【石田企画調整官】 漁船員以外にニーズがあるというお話は何ったことはございませんので、その点についてもしニーズがあるようであれば、その旨もご教示いただければというふうに思います。

【野川部会長】 高橋委員。

【高橋臨時委員】 何を言っているのか、私よくわからないけど、受講者がいなきゃ許可しないと、そういうことなんですか。そうすると、例え話にして申しわけないけど、ほかの海技資格の中で受講者がいなかったら、受験というのはもう閉鎖すると、そういう理解でよろしいんですか。これは制度の問題を言っているわけでしょう。これから日本全国から船に乗っている皆さんの調査でもする気なんですか。そういう門戸さえあけてもらえば、おのおのの自分が必要資格を受講する。受験する資格の門戸をあけてくださいと、ただそれだけ言っている話なのです。受講者がいるとか、いないとか、そういう次元の話をしているのではないんです。話が食い違いをしている。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【石田企画調整官】 課程をつくっても、民間事業者が教員を配置して、コースを設定

するということになりますと、受講者がいませんとできませんので、まず受講者がおるものかどうかというところを把握したいというところでございます。

【野川部会長】 はい。高橋委員。

【高橋臨時委員】 その把握の仕方はただ業界に投げればいいと、そういうことなんですか。じゃ、おたくら、どのような努力をしているんですか。どのような形で把握をしているのか、それを教えてください。

【石田企画調整官】 漁船員につきましては、我々のほうでなかなか把握がしづらいところもあり、大日本水産会さんをお願いをしているというところでございます。

【高橋臨時委員】 水掛け論なんだけど、乗船員というものに限定をしなくてもいいと言っている。これは6級海技士の機関、5年から10年の人は12日間の講習なり、試験を受けて、6級の海技資格がもらえる。それから、10年以上の人は9日間でもらえます。甲板のほうは、今現在そういうふうな制度になっている。平成14、15年ぐらいから多分そうになっているはずなんです。だから、機関もそれと同じくしてくださいと。どんな問題があるんですか。いつも言っているけど、受講者がいる、いない。どういうふうにして、これをカウントするんですか。

【石田企画調整官】 商船のほうにつきましては、内航総連にも確認をしておりますが、現在のところ、そういうような希望があるという話は伺っておりません。引き続き検討してまいります。

【野川部会長】 よろしいですか。ただいまのお話は、6級海技士の機関について、甲板についてはきちんと資格があって、その制度も運営されているのだから、機関にあってしかるべきではないかというような、いわば政策の問題ですね。そのようにして海技資格制度を整えるというようにすべきではないかということに対して、もしそういうものを設けたとしても、ニーズがないのであれば、それは無駄になるので、そのニーズを調査した上で対応したいというのが当局のご回答だというふうに認識しましたが、この点はいかがでしょうね。つまり、一応のそれなりの必要性があれば、ニーズのいかんにかかわらず、それを設けるというような考え方も当然あることにはあると思いますので、その6級海技資格の機関への拡張に対して、基本的にはどのように海事局として考えるのかということはある程度おっしゃっていただければと思います。

【高田船員政策課長】 なぜ航海のほうは2種というのがあるかといいますと、資格がないと当直に立てないという制度改正がありまして、乗船経験はあるけれども、資格を取

っておられないという方に比較的短期で取っていただくというコースを用意させていただいた。つまり、ニーズがあったということだと理解しております。エンジンのほうはまた事情が違うということもありますので、いずれにしましても、今、高橋委員のおっしゃったような、そのほかにニーズの把握方法があるのかというお話もありましたけど、それを今すぐどうやったらいいのかというのは、正直ちょっと思い浮かばないところもありますので、まずは業界団体からもお話を伺いつつ、我々としましても考えていきたいと思えます。

まず、制度をつくれればいいじゃないかというお話かもしれませんが、先ほど企画調整官のほうからもお話のありましたように、つくったところで誰もいらっしゃらないということであれば、実益がないものになってしまうのではないかという気がいたしますし、実際に乗船履歴があつて、今、資格がないという方でないと、受講する資格がないということになりますので、果たしてそういう方が一体どれぐらいいらっしゃるのかというところもちょっとつかめていないところもありますので、お話を伺っているということだと私は理解しております。

【高橋臨時委員】 1点だけちょっと。

【野川部会長】 はい。高橋委員。

【高橋臨時委員】 今日配付のあつた、この『海上労働』の47ページの下のほうに記載をされていますけど、じゃ、この新規の人というのはどのぐらいのニーズがあつたんですか。誰がどこで把握をして。この下のほうにあるじゃないですか。改正をしたわけだから。これは全く海の経験のない人、この人をターゲットにして新たに制度をつくったはずなんです。これはどこで誰がこのニーズを図つたんだ。確認をしたんですか。

【高田船員政策課長】 この場合は当然経験がない方、誰でも結構だということですし、実際に受講をする方がいらっしゃるということはこのコースを開設される機関のほうでも考えた上で、コースを開設したいという話がありましたので、認定をさせていただいているということかと思えます。実際に認定をするところがあるのかということと、また、コースをつくる機関があるかということは、つまり、受ける人がいるのかという話になりますので、受ける人がいるかどうかというのは、2種のほうは一定の乗船経験がないと多分受けることができないと認識しておりますので、まずそういった方がいらっしゃるのかどうか。あとは今おっしゃった機関コースの場合は、やはり業界団体の皆様からもご要望がございましたので、認定させていただいたということはありません。ですから、そこと状

況が違うのではないかなというふうには感じております。

【野川部会長】 高橋委員。

【高橋臨時委員】 法の平等からいって、同じ船に乗って、同じ経歴を持って、片方が甲板、片方が機関。片方がそういうふうな短期でもらえる。片方がもらえない。こういうのは法の平等と言うんですかね。ニーズがあろうが、なかろうが、これは制度でしょう。今言うように、全く経験のない人に対して、そういう門戸を開いています。片や長い経歴があっても6級の海技資格を受けるんだ、受講するんだと、こういうことになるんですよ。それがほんとうの意味での後継者確保なり、それから、海技資格の門戸を開くと、そういうことになるんですかね。私は同じくしてくれと言っている。甲板も、それから、機関も同じ対応をしてもらえばいいんだ、そういうことを言っているんですよ。何も難しいことを言っているわけじゃない。どんなへ理屈をつけたって、さっきも言ったけど、同じ経歴を持って片方は9日、12日で、6級の海技資格が保有できる。片方はもらえないと、こういうことになるんです。一から勉強しなきゃいけない、受講しなきゃいけないと。それが平等なんですかということ言っている。だから、平等にしてもらえれば、私は結構なんです。

【野川部会長】 いかがでしょうか。政策課長。

【高田船員政策課長】 あまりこの問題を長く議論してもと思いますが、ただ、ニーズが甲板の場合と機関の場合は明らかに違ったというところをご認識いただければと思います。実際に受講する人がいらっしゃるのかどうかということも把握した上で、やはり民間のほうでやっていただくということになりますので、全くわからないけれどもということと制度をつくるかどうかということに関しては、ちょっと検討が必要なのではないかと思っておりますけれども、今のご意見も伺った上で、また引き続き考えてまいりたいと思っております。

【野川部会長】 それでは、この件につきましてはもう一度、次回以降、事務局のほうから何らかの対応を示していただいて、そこでまた検討をしたいというように存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにございますでしょうか。千葉室長。

【千葉海事振興企画室長】 海事振興企画室の千葉と申します。前回の部会でご紹介をさせていただきました海フェスタくまもとでございまして、先週の土曜日、7月18日から、「くまもとでひらく未来の海・ロマン」をメインテーマに開幕いたしました。昨日23

日には海フェスタくまもとの記念式典と祝賀会が秋篠宮同妃両殿下のご臨席のもと、熊本市で開催され、国土交通省からは西村副大臣のご出席のほか、国際海事機関 I M O の関水事務局長も参加され、盛大に挙行されたことをご報告申し上げます。

また、お手元に配付しております、「第 2 0 回『海の日』にあたっての総理メッセージ」でございますが、この式典の際に配付しております、従来、毎年、「海の日」に当たって総理からメッセージをいただいておりますが、今年は 7 月 2 0 日に開催されました第 2 0 回「海の日」特別行事、その開会式におきまして、安倍内閣総理大臣からご挨拶をいただきましたので、その挨拶をメッセージとして配付しております。

このメッセージにつきましては、首相官邸のホームページにおいて実際のスピーチ映像もごらんいただけますので、ホームページにアクセスいただき、ごらんいただければと思います。

また、海フェスタでございますが、メイン会場の熊本港には、海上自衛隊の護衛艦海「とね」や、ミサイル艇「おおたか」が入港いたしまして、一般公開が行われました。そして、今週末には水産実習船あるいは海洋調査船が入港し、終盤の週末には、海上保安庁の測量船「明洋」と、練習帆船「海王丸」が初めて熊本港に入港して、セイル・ドリルを披露したり、一般公開をする予定になっております。

熊本港にはあまり大きい船が入る機会がございまして、大きな船を見る機会が少ない熊本市民も大きな関心を寄せているということでございます。また、同じ会場で展示イベント等も実施しております、海運や造船等の海事に関することとか、あるいは有明海を中心にした水産に関することをわかりやすく紹介しております。

最初の 3 日間で 1 3 万人の人出があったと報告されておりますが、主催者側は、期間中 1 6 日間に 1 0 0 万人以上の集客を期待しているということでございます。

開催に当たりましていろいろとご協力をいただきました皆様には、この場をおかりいたしまして感謝申し上げます。また、会期のほうもまだ半分以上残しておりますので、これから夏のご旅行を計画されている方につきましては、熊本のほうもご検討いただければと思います。

以上でございます。

**【野川部会長】** ありがとうございます。次に、吉田課長補佐。

**【吉田課長補佐】** 船員政策課補佐の吉田でございます。引き続きまして、私のほうから、7 月 2 0 日、2 1 日に開催しました「I M O 世界海の日パラレルイベント 2 0 1 5」



の開催結果につきましてご説明させていただきたいと思います。

先ほどの総理メッセージの次に資料をおつけしております。こちらは前回説明あったかもしれませんが、「世界海の日パラレルイベント」と申しますのは、IMOの加盟国から毎年1つ開催国を選びまして、定められたテーマで国際シンポジウム等を開催しておるといふものでございます。今年は「海の日」、20回目ということで、まさにその「海の日」に日本で初めて東京と横浜で20日、21日の2日をかけて開催をしております。

大まかな流れですが、20日に太田国土交通大臣に出席のもとで開会式を行いまして、幕を開け、「海事の教育及び訓練」をテーマに国際シンポジウムを開催しております。会議の結果は、「横浜宣言」という形で取りまとめられております。また、2日目は、開催地横浜において、帆船「日本丸」ですとか、横浜みなと博物館、三菱みなとみらい技術館、航海訓練所練習船等をめぐる現地視察、エクスカージョンを開催しております。

最後は、閉会式において、西村副大臣がイベントの総括を行うとともに、来年の開催国でありますトルコに開催国旗を引き継いで終了ということになっております。

今回のイベントとしまして、世界で約50カ国からご参加いただきまして、国内外あわせて400人を超える方々をはじめ、多くの方々にご参加をいただけたというふうにご考えております。

「横浜宣言」につきましては、この開催結果の後ろにそのものをつけておりますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。高田課長。

**【高田船員政策課長】** 私のほうから、基本政策部会の取りまとめについて、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

これは海事分科会の中に置かれました基本政策部会におきまして、海事行政の今後の目指す方向ということで、昨年4月から8回ほどご審議をいただきまして、このたび基本政策部会の取りまとめとしてまとめられたものでございます。

「目指すべき5つの方向と必要な取組」が1枚紙の下のほうに書いてございまして、1番目には安定的な輸送を確保し、経済や国民生活を支えるということで、内航、外航のあり方等について記載されております。

2番目は、ものづくりで地方経済を押し上げるということで、主に造船業に関して記載

されております。

3番目は、新市場・新分野の需要をつかみとるということで、観光立国を推進するために海事分野が何をしていけばいいのか。あるいは海洋開発の推進が進む中、どういった取り組みが求められるのかということが記載されております。

4番目は、安全・安心の確保ということで、主に小型船の対策強化などについて記載がされております。

5番目は、支え・理解するひとを広げるといってございまして、この部分で海運・造船分野での人材の活躍、それから、海に対する国民の理解と関心の醸成ということが記載されております。

船員部会に関係の深い船員については、この5番のところで記載がされてございまして、その抜粋が次のページからです。

まず1枚目の真ん中、内航船員の4行目ですが、平成25年において総数約2万7,000人のうち、50歳以上が約50%、60歳以上が20%、高齢化が著しいということで、担い手不足が生じないように、十分な数の若年船員を確保・育成することが必要であるということが指摘されているところです。

それから、外航船員につきましては、次のページの2行目からになりますが、海上運送法に基づく基本方針等を踏まえた外航日本人船員の確保・育成に取り組むとともに、外国人船員の安定的な確保に取り組むことが必要であるということが記載されているところです。

それから、必要な取り組みということですが、内航船員につきまして、まずは、1) 船員供給体制の強化ということで、その中で、1番目が船員教育機関の定員拡大ということです。この船員部会でもご報告あるいはご議論もされたところですが、海技教育機関の入学定員につきまして、平成28年度には390名まで拡大をする予定であるということにして、なお、さらなる増員については、学生の応募条件や船社による採用の状況も踏まえ、またいろいろな制約要因がある中でどのようなことが可能か、関係者に意見も聞きながら検討を進める必要があるということが記載されているところです。

2番目としまして、民間短期養成制度の拡充等による就業ルートの拡大ということで、船員教育機関以外からの就業の拡大に取り組む必要があるということが記載されております。

それから、2) 船員教育の高度化ということですが、平成28年4月に海技教育機構と

航海訓練所が統合される、その機関により実践的な船員教育に取り組むといったところが記載されております。

それから、次のページですけれども、新人船員の就職支援ということで、現在行っております事業者への計画的な新人船員を雇用する事業者への助成金の支給、あるいは新卒者向け就職面接会の開催などに引き続き取り組む必要があるということに記載されております。

それから、船員のキャリアアップなどを海技大学校における教育も通じて行う必要があるといったことが記載されております。

外航船員につきましては、現在行われております「日本船舶・船員確保計画」の着実な推進を引き続き図るとともに、関係者による「日本人船員の量的観点からの確保・育成検討会」も設置されたところであり、こうした場における検討が進められることが望まれるということが記載されております。

それから、新たなエネルギー輸送の増加に対応した船員の育成体制の強化ということで、LNG燃料船の訓練課程の構築。あるいは外国人船員の安定的な確保ということで、ODA事業も活用しながら、船員供給国と戦略的に政策対話等を行う必要があるということが記載されているものです。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わります。

**【野川部会長】** ありがとうございます。ただいま船員政策課長より、基本政策部会のほうの取りまとめの中身につきまして、概要をご説明いただきました。何かご質問等ございますでしょうか。

はい。立川委員。

**【立川臨時委員】** 特に質問ということではないんですが、私のほうからも他の委員会での論議をこの場で報告をいただければというお願いした中で、早速応えていただいたのではないかとということで、まずお礼を申し上げておきたいというふうに思います。

そのような中で、概要の5番目に出てきます人材といいますかね。供給体制の強化。特に内航関係の供給体制の強化ということが赤文字で表示されておまして、以前からも内航関係の船員の量的確保に向けた検討会の開催を要請しているわけですけれども、基本政策部会でも話題になり、ここでも、船員不足、船員の確保育成が非常に重要だということが述べられているわけですから、早速改めてというわけではございませんけれども、開催に向けての論議を再開といいますか、改めてお願いしたいというふうに思います。よろし

くお願いいたします。

さらに、漁船関係についてもかなり高齢化がすすんでいますし、大水さんのほうも船員不足の検討をされているようですから、こういう部分も含めて、内航関係、水産、旅客につきましても船員の量的確保に向けた検討会の設置というものをぜひとも検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【野川部会長】 はい。では、ご要望ということで承りました。

ほかに。平岡委員。

【平岡臨時委員】 基本政策部会の取りまとめが出たわけですけれども、今年の2月ですか、交通政策基本計画、これが閣議決定されました。その中で、多様な交通体系、その辺のデザインが示されたということですが、この基本政策部会の取りまとめの中で、内航海運、フェリー、旅客船、それと離島航路があるわけですけれども、その辺のところで、交通政策基本計画の中でそれが十分反映されるように、今後の取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご要望ということでお伺いしました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にございませんようでしたら、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第67回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、また、大変お暑いところ、委員及び臨時委員の皆様にご出席いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —